

「議案第 75 号 那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に
関する条例制定について」に対する附帯決議

本条例を効果的かつ確実に運用するためには、質の高い実施要綱の策定や環境衛生監視体制の強化が必要とされている。

本市における健全な住宅宿泊事業の普及を図り、市民の生活環境を守る立場から、以下の点を強く求める。

- 1 市民の生活環境を守るために必要な実施要綱を、一日も早く策定すること。
- 2 事業者、管理業者及び仲介業者の確実な法令遵守を実現するため、環境衛生監視員及び同補助員の増員、警察をはじめ関係機関との連携等体制強化に向けたあらゆる施策を積極的に講じること。
- 3 事業者及び管理業者に対し、騒音問題、迷惑駐車問題、ごみ出し問題等市民生活に関わる問題の発生を未然に防ぐ仕組みの構築、発生した際の適切な対応の確立、市民への説明及び周知徹底を求めること。
- 4 本条例の運用状況や本市における住宅宿泊事業の状況を、毎年度調査及び検証し、議会や市民に公開すること。

以上、決議する。

平成 30 年（2018 年）5 月 9 日

那 覇 市 議 会

あて先 那覇市長